

大刀洗町告示第23号

令和2年第4回大刀洗町議会臨時会を次のとおり招集する

令和2年4月22日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期 日 令和2年5月7日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

森田 勝典

隠塚 春子

平田 康雄

野瀬 繁隆

黒木 徳勝

平山 賢治

東 義一

古賀 世章

松熊武比古

高橋 直也

安丸眞一郎

○応招しなかった議員

令和2年 第4回 大 刀 洗 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 (第1日)

令和2年5月7日 (木曜日)

議事日程 (第1号)

令和2年5月7日 午後1時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①検査結果の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 承認第2号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第5 承認第3号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第6 承認第4号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて

日程第7 議案第21号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第8 議案第22号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算(第2号)について

日程第9 承認第5号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①検査結果の報告

(2) 町長の報告(あいさつ)

日程第4 承認第2号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第5 承認第3号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第6 承認第4号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて

日程第7 議案第21号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第8 議案第22号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算(第2号)について

日程第9 承認第5号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

出席議員（11名）

1 番 森田 勝典	2 番 隠塚 春子
3 番 平田 康雄	4 番 野瀬 繁隆
5 番 黒木 徳勝	7 番 平山 賢治
8 番 東 義一	9 番 古賀 世章
10番 松熊武比古	11番 高橋 直也
12番 安丸眞一郎	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	副町長 ……………	大浦 克司
教育長 ……………	倉鍵 君明	総務課長 ……………	重松 俊一
税務課長 ……………	山田 恭恵	健康福祉課長 ……………	平田 栄一
産業課長 ……………	佐々木大輔	建設課長 ……………	田中 豊和
子ども課長 ……………	松元 治美	住民課長 ……………	矢永 孝治
財政係長 ……………	早川 正一	総務係長 ……………	堀内 智史

開会 開議午後 1 時30分

○議長（安丸眞一郎） 改めまして、皆さん、こんにちは。

現在の出席議員は 11 名です。

ただいまから令和 2 年第 4 回大刀洗町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第 1. 会議録署名議員の指名について

○議長（安丸眞一郎） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定によって、8 番、東義一議員、9 番、古賀世章議員を指名いたします。

日程第 2. 会期の決定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第 2、会期の決定についてを議題にします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。本臨時会の会期は、本日 1 日限りとすることに決定しました。

日程第 3. 諸報告

○議長（安丸眞一郎） 日程第 3、諸報告を行います。

監査委員より、令和 2 年 2 月末日、3 月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配布しております。

これで、議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 議会臨時会の開会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和 2 年第 4 回大刀洗町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私とも御多用中にもかかわらず出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

現在、国の緊急事態宣言が延長されるなど、依然として新型コロナウイルスの感染拡大が続いています。例年ですと、新緑の美しいこの季節に、真新しいランドセルを背負い、元気に小学校に通う 1 年生の姿を見かけますが、今年は、小中学校が臨時休業となり、その光景を見ることは

ありません。この間、大刀洗町では医療機関や福祉施設に対する支援として、町が備蓄するN95マスクや防護用具を小郡三井医師会に、サージカルマスクを町内の福祉施設に提供したほか、役場庁舎でも、感染予防と業務継続の観点から、窓口の消毒やエチケットカーテンの設置に加え、休日出勤や会議室や在宅での勤務を通じて、執務スペースで勤務する職員を減らすよう、職員の勤務体制を見直したところでございます。また、感染拡大防止と町内事業者の支援のため、1つ、県の休業要請に基づき、休業や営業時間を短縮した事業者に対し、休業要請協力金を、2つ目に、売り上げが3割以上減少した事業者に対し、中小企業等緊急支援金をそれぞれ現在支給しているほか、町内の飲食店支援のため、テイクアウトを応援するTOGOタチアライブプロジェクトやオンライン交流イベントKANPAIタチアライ、役場職員が毎週金曜日に弁当を注文するたちあらいデリバリー作戦にも取り組んでいるところでございます。

さらに、今回の補正予算では、コロナウイルスの感染拡大に伴う生活を支える支援として、国の特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金の支給に必要な経費に加え、町内事業者を応援し、町内で経済を循環させるためのクーポン券の発行に必要な経費や感染予防と感染拡大の防止にも必要な経費に加え、学校休業が長期化した際の将来的なオンライン学習も見据え、前倒しで小中学校への1人1台のタブレット端末の整備に必要な経費を計上いたしております。

大刀洗町では、引き続き、国や県、関係機関と連携し、感染予防と感染拡大の防止に取り組んでまいりますので、町民の皆様におかれましては、引き続き不要不急の外出を自粛し、3つの密を避け、人との接触機会を極力減らすとともに、手洗いの励行や咳エチケットに努めていただきますようお願い申し上げます。

私たち一人一人の行動が2週間後の未来をつくります。町民の皆様と、皆様の大切な人の命と健康を守るために御理解と御協力をお願いいたします。

さて、今臨時会に提案いたしております案件は、大刀洗町条例、大刀洗町国民健康保険税条例及び令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）などの専決処分の承認を求めるものが4件のほか、督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての1件と、令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）についての1件、計6件でございます。

よろしく御審議くださり、最後には御承認いただきますようお願い申し上げまして、挨拶いたします。

○議長（安丸眞一郎） 町長の挨拶が終わりました。

これで諸報告を終わります。

日程第4. 承認第2号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、承認第2号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） こんにちは。税務課の山田でございます。よろしくお願いいたします。

承認第2号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

大刀洗町税条例の一部を改正する条例。

提案理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、大刀洗町税条例を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決第2号専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。記、1、大刀洗町税条例の一部を改正する条例、令和2年3月31日。

別紙の総務省資料より一部を抜粋しました、こちらをご覧ください。それに沿って、本来なら、新旧対照表で説明するところですが、量が多いので、こちらで説明させていただきます。

令和2年度地方税制改正について、「案」というのはちょっと済いません、消してください。

1、主に7項目あります。関連条例を鉛筆書きで右側に記しているのがあると思います。1、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税への対応ということでございます。所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、主に2つの改正をしております。関連は、条例の第54条5項と第74条の3項になっております。現に所有している相続人等の申告の制度化をします。登記上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している人、相続人等に対し、市町村のまちの条例で定めるところにより、氏名、住所等、必要な事項を申告してもらうこととなります。令和2年4月1日以降の条例の施行の日以降に現に所有している方を知ったときに適用します。

次、使用者を所有者とみなす制度の拡大です。住民票、戸籍等の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が1人も明らかとならない場合、見つからない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産税課税台帳に登録し、課すことができるとします。

令和3年度分以降の固定資産税について適用します。

2、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦・寡夫控除の見直しでございます。全てのひとり親家庭の子供に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と、男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平をなくします。主に2つです。未婚のひとり親について寡婦・寡夫控除を適用します。控除額は30万円です。この際、適用する条件は、死別、離別の場合と同じとします。寡婦控除の見直し、寡婦に寡夫と同じ所得制限を設けます。前年の所得金額で500万、収入額で678万円を設けます。住民票の続き柄に夫未届け、妻未届けの記載がある場合には、控除の対象外とします。子ありの寡夫の控除額、現行26万について、子ありの寡婦の30万円と同額にします。

続きまして、個人住民税の人的非課税措置の見直しということで、長期の対応を踏まえ、人的非課税措置の対象となる未婚のひとり親について児童扶養手当受給者に限定しないことといたします。

次のページをお願いします。

3、地方法人課税でございます。3つありますが、一番上は大刀洗町該当ありません。法人事業税の収入金課税、こちら大刀洗にはない分でございます。

次に、地方創生応援税制、企業版ふるさと納税でございます。こちらは、ふるさと納税をもっとしやすくするために、法人住民税の割合を2倍、法人事業税の割合を2倍にして、最大で9割ほどに引き上げて、控除をすることができることになりました。国税における連結納税制度の見直しに伴う対応、これは国税が変わるんですが、それに合わせて条例のほうも改正しております。地方税においては、現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに合わせて所要の措置を講ずる。ここに関しては48条、2条改正中に文章があります。

次、4、地方のたばこ税、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しということで、軽量な分については、1本当たりの重量が1グラム未満についても、1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法として、令和2年10月から2回に分けて段階的に見直していきます。

3ページをお願いします。

地方譲与税、こちらは条例分の改正はございません。内容は、森林環境譲与税の見直しということで、令和2年度から令和6年度までの森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫再建金利変動準備金、こちらを活用することとして、各年の譲与額を次のとおり、令和2年、3年については、200億円から400億円、令和4年、5年については300億円から500億円、令和6年については森林環境税の収入額に相当する額をプラス300億円として交付することになりました。

次、航空機燃料譲与税の譲与割合引き上げの延長ということで、こちらは大刀洗町、該当はご

ざいません。

6、主な税負担軽減措置としまして、固定資産税等の特例措置がございます。丸が6個ありますが、黒丸の部分だけ条例改正に関連しているところです。関連条例は、附則10条の2、25項でございます。

それから、ローカル5Gの設備に係る課税標準特例措置を創設。農業協同組合が認定新規就農者に利用させるために取得した償却資産に係る課税標準の特例措置を創設。一体型滞在快適性等向上事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置を創設。次が条例改正しております浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を創設。こちらは、課税標準額の3分の2を掛けるというものになっております。

次、新築住宅に係る税額の減額措置を2年延長。次、新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置等を2年延長としております。こちらは、固定資産税と不動産取得税に係ってまいります。

最後です。7、納税環境整備、地方税共通納税システムの対象税目の拡大ということで、昨年10月から共通納税システムが稼働しておりますが、今のところ特別徴収の分と法人住民税の分になっております。それを新たにまた個人住民税の利子割、配当割、株式等譲渡所得割を対象として、金融機関等の義務者による申告を電子化することになっております。こちらは令和3年10月1日以降になっております。

以上が主な改正の内容になっておりまして、これ以外の新旧対照表に上がっているものにつきましては、法律改正に伴う条ずれ、項ずれ、文言の整理、規定の整理、それから改元に伴う元号の書き換えになっております。

9ページをお開きください。こちらは、別紙ではなくて議案のほうでございます。9ページ中段より下になっております。

附則でございます。施行期日、第1条この条例は令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。第1条中、大刀洗町税条例第9条第2項にただし書きを加える改正規定及び、同条4項の改正規定並びに附則第6条の規定につきましては、令和2年10月1日。第1条中、大刀洗町税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書きの改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定、令和3年1月1日、第2条中、大刀洗町税条例第9条第2項ただし書きの改正規定及び附則第7条の規定につきましては、令和3年10月1日、第2条前後に掲げる改正規定を除く及び附則第4条の規定につきましては、令和4年4月1日、10ページをお願いします。

第1条中、大刀洗町税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定、土地基本法等の一部を改正する法律、附則第1項第1号に掲げる規定につきましては、令和3年1月1日

からになっております。施行日以前については、従前の例となります。

以上で説明を終わります。御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） ここで、暫時休憩いたします。議員の皆様、全員協議会室にお集まりください。

休憩 午後1時51分

再開 午後2時00分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に引き続き質疑を再開します。質疑ありませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論は、本案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5. 承認第3号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第5、承認第3号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 承認第3号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

提案理由及び内容の説明でございますけども、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に

に伴い、大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

専決第3号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により次のことを専決処分する。

記、1、大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和2年4月1日）。

新旧対照表で説明させていただきます。ページ数でいきますと2ページになります。新につきましてはページの左側、旧につきましては右側となっております。

改正部分でございます。第2条の第2項でございます。基礎課税額の部分でございます。4行目でございますけれども、「ただし、当該合算額が61万を超える部分については、基礎課税額は61万円とする」の「61万円」の部分につきましては、「63万円」に変更させていただきます。関連しまして、第23条の第1項の上から4行目でございますけれども、ここも「61万円」の部分と同じく「63万円」に変更させていただきます。

戻りまして、第2条の第4項でございます。介護納付金課税額の部分でございますけれども、「16万円」を「17万円」に変更させていただきます。あわせまして、第23条の部分でございますけれども、3ページのほうにかかってきます一番上の行でございますけれども、「16万円」の部分「17万円」に変更させていただきます。

同じく、第2条の第2号の部分になってきます。これにつきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定の部分でございますけれども、1人当たりの1人につき「28万円」を「28万5,000円」に変更させていただきます。

続きまして、第3号でございますけれども、これにつきましては、2号軽減の対象の世帯の軽減判定の所得の算定において、被保険者の課税に乘すべき金額「51万円」の部分「52万円」に変更させていただきます。

続きまして、附則の部分でございますけれども、附則の第4項で、一番最後の部分でございますけれども、租税特別措置法の条文の関係でございますけれども、第35条の2第1項の後に第35条の3第1項を追加させていただきます。

次ページをお願いいたします。

同じく第5項の下から3行目の部分でございますけれども、第35条の2、第1項の次に第35条の3第1項を追加させていただきます。

続いて、1ページにお戻りください。

附則の部分でございます。まず、施行期日の部分でございます。1、この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし附則第4項及び第5項の改正規定は、措置基本法の一部を改正する法律、附則第1項第1号に掲げる規定の期日の日の属する年の翌年の1月1日から施行するとな

っております。

続いて、2項の適用区分でございます。この条例による改正後の大刀洗町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものでございます。最後には御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。

この条例改正による町内被保険者への影響世帯、並びにその影響額はどのようなふうに見えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） では、まず、基礎課税額分が61万円から63万円に引き上がった関係でございますけども、令和2年4月1日現在の被保険者を対象に算定したのによりますと、令和元年度と令和2年度の関係からいきますと、影響する世帯につきましては、6世帯、17名で調定額につきましては、約101万円の調定額が増額する形になってきます。

続いて、介護納付金の限度額16万円から17万円に引き上げる部分につきましては、影響する世帯につきましては、3世帯増えるような形になりまして、被保険者数につきましては、5名となってきます。調定額につきましては、約12万6,000円ほどとなってまいります。5割軽減の分になってきますけども、医療費分につきましては、1世帯で、平等割につきましては、1万2,500円、被保険者数につきましては、2名で2万5,000円となってきます。同じく5割軽減の後期高齢者の支援金分につきましては、1世帯で2名となってまいりまして、平等割につきましては3,500円、均等割の減額につきましては、7,000円となってまいります。同じく5割軽減世帯の介護納付金につきましては、影響はございません。

2割軽減世帯の医療費分につきましては、9世帯16名となってまいりまして、平等割の減額が4万5,000円、均等割減額が8万円となってまいります。後期高齢者支援金分につきましては、9世帯16名でございます。平等割の減額が1万2,600円、均等割減額が2万2,400円となってまいります。介護納付金につきましては、4世帯4名となってまいりまして、均等割減額が1万1,200円となってまいります。

全体としましては、調定額につきましては91万7,800円が増加するというふうにシミュレーションというか算定しておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。7番、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 現在、上限額に達している世帯数というのをあわせてお願いできま

すでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 今回の基礎課税額部分としていきますと、令和2年度の算定によりますと、限度額の超過世帯数につきましては、47世帯となっておりまいます。被保険者数につきましては、150名となっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほか、ありませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） ここで、暫時休憩をします。

休憩 午後2時10分

.....

再開 午後2時16分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に続き、質疑を再開します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論は、本案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。7番、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。

私は、本案に不承認の立場から討論を行います。

税制は、国民や住民の租税方法や租税額を決定する政治の中で最も議論を尽くすべき重要な柱であります。本来、どのような階層に何を対象に、どのような税を課税するのか十分に議論をし、その可否を判断しなければなりません。毎年3月末に行われる専決処分は、地方自治体から見て一部においてはやむを得ない面もありますが、その改定内容や本来専決処分の要件を満たさないものまでが議会の審議を経ず専決処分で行われることは許されません。

また、税の軽減ならともかく、増税を図る場合はなおさらであります。今回の改正案では、第一に、上限額の引き上げがあります。国保税は、その構造的な問題から上限の引き上げでは解決しません。国保税制の抜本的な見直しと国庫支出による負担の軽減が求められています。

2つ目に、国保税の上限額引き上げに対して、当町では毎年専決処分を行っていますが、本件は、専決の要件に該当しないと考えます。今、コロナ感染症の広がりによって国保に属する自営業の方、農業者の方、あるいは非正規雇用の方、無職の方など、大変な御苦労が今後予想されます。また、中所得者に対する税率も非常に重いものがあります。今回の影響が非常に多大なこともあわせて、素早い対応を要望するものであります。

以上をもって討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで討論を終わります。

これから、承認第3号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

[議員10名中起立8名]

○議長（安丸眞一郎） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

**日程第6. 承認第4号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を
求めることについて**

○議長（安丸眞一郎） 日程第6、承認第4号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 総務課、重松でございます。

それでは、承認第4号について御説明いたします。令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決理由としましては、新型コロナウイルス感染拡大に係る緊急事態措置により、休業や時間短縮営業の実施、及び売り上げ減少となった中小企業等へ緊急支援を行うため、令和2年度大刀洗町一般会計において補正予算を行う必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をしたものでございます。

1枚めくっていただきまして、予算書をご覧ください。さらに1枚めくってください。

専決第4号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）。

令和2年度大刀洗町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億3,960万とする。

次に、歳出について御説明いたします。

最後のページ、6ページをご覧ください。

6 ページです。歳出、6 款 1 項 1 目商工業振興費補正額 3,000 万、内訳としましては、1 8 節の負担金補助及び交付金として、まず、休業要請協力金として 300 万、次に、中小企業緊急支援金として 2,700 万、合計 3,000 万を計上させていただいております。

次に、歳入について御説明いたします。

上の 5 ページをご覧ください。

1 8 款 1 項 1 目基金繰入金です。補正額 3,000 万、内訳は、財政調整基金繰入金から 3,000 万円を計上しております。

なお、専決処分費は、2 枚めくっていただいた 3 ページに令和 2 年 4 月 22 日に専決処分をさせていただいております。

以上で、承認第 4 号についての説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） ここで、暫時休憩をします。

休憩 午後 2 時 24 分

再開 午後 2 時 28 分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に続き、質疑を再開します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論は、本案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、承認第 4 号令和 2 年度大刀洗町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 10 名中起立 10 名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 7. 議案第 21 号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第 7、議案第 21 号督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条

例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） 税務課の山田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第21号につきまして、提案理由と内容の御説明をいたします。

議案第21号、督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

提案理由でございます。今般の新型コロナウイルス感染症の影響による減収、減益者の負担を軽減する観点から、任意規定である督促手数料を廃止する必要があるということで、これが条例案を提出する理由でございます。

3ページをお開きください。

新旧対照表に沿って御説明いたします。その前に、今回の条例につきましては、5条からなっております。第1条が税条例に関しますこと、第2条分担金徴収条例、第3条下水道条例、第4条公共下水道事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例、第5条後期高齢者医療に関する条例。今回の対象税目、料目は、町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、下水道使用料で、このことにより大刀洗町の税、料につきまして、督促状は発送しても督促手数料がかからないこととなります。

3ページです。

第1条関係でございます。大刀洗町税条例新旧対照表、左側が新のほうになっております。第21条の「督促手数料」を削除いたします。

5ページをお開きください。

第2条関係でございます。分担金徴収条例、第7条督促手数料及び延滞金の「督促手数料」の部分削除しております。

次に、6ページをお開きくださいませ。

第3条関係でございます。下水道条例に関するものでございます。第28条使用料等の減免につきまして、「督促手数料」の部分削除しております。第31条使用料等を免れた者に対する料料につきましても、「督促手数料」の部分削除しております。

第4条関係でございます。公共下水道事業の施行に伴う使用料等の督促及び延滞処分に関する条例でございます。「第3条督促手数料」を削除しております。第4条滞納処分に関する事務の委任等の部分で、「及び当該使用料等に係る督促手数料」の部分削除しております。

第5条、滞納処分職員証につきまして、「及び当該使用料等に係る督促手数料」の部分削除しております。

8ページをお願いいたします。

第5条関係でございます。後期高齢者医療に関する条例でございます。第5条の「督促」の部分

削っております。督促の2項になっている部分を削除しております。

最後に、2ページをお開きください。

施行期日でございます。附則第1条この条例は、公布の日から施行する。第2条経過措置、別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した督促手数料については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） ここで、暫時休憩します。

休憩 午後2時34分

.....

再開 午後2時38分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に続き、質疑を再開します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論は、本案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

.....

日程第8. 議案第22号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第8、議案第22号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）

についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案第22号について御説明いたします。

予算書、大刀洗町一般会計補正予算書（第2号）、1枚めくってください。

1枚めくっていただき、議案第22号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）、令和

2年度大刀洗町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億7,211万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億1,171万5,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

それでは、歳出について御説明いたします。6ページをご覧ください。

6ページからです。主な歳出について御説明いたします。

まず、2款1項1目一般管理費補正額63万3,000円、10節需要費です。これは、総務課において、新型コロナ対策物品費として63万3,000円を計上させていただいております。主なものは、マスク、消毒液等でございます。

次に、3款2項1目児童福祉総務費補正額798万6,000円、まず、10節需要費、内訳としましては、新型コロナ対策用マスク購入費、699万2,000円、次に、新型コロナ対策用消毒液購入費86万5,000円を計上しております。

次に、5目子育て世帯臨時特例給付金事業費補正額2,636万1,000円、主なものとしましては、12節の委託料の中で、システム開発委託料として83万2,000円を計上しております。

引き続き、7ページをご覧ください。7ページの一番上です。

18節負担金補助金及び交付金として、子育て世帯臨時特別給付金として2,453万円を計上しております。

次に、3款3項1目特別定額給付金事業、補正額15億9,266万5,000円、主なものとしましては、まず、12節委託料198万円、これはシステム開発委託料でございます。

次に、18節負担金補助金及び交付金としまして、特別定額給付金15億8,000万円を計上しております。

次、8ページをご覧ください。

4款1項7目の母子保健衛生費、補正額79万6,000円、主なものとして、12節委託料、71万9,000円、これは、乳幼児個別健診委託料でございます。

6款1項5目緊急経済対策費、補正額8,634万6,000円、まず、10節需要費としまして、半額割引券作成費が180万円、次に役務費、11節役務費、クーポン券郵送料として192万と12節委託料、商工会換金業務委託料として160万円、18節負担金補助金及び交付金、半額割引券交付金として8,000万円を計上しております。

次、9ページをご覧ください。

9款2項1目小学校一般管理費補正額4,125万円、内訳としましては、備品購入費として小学校の5、6年生を除く1年生から4年生までのタブレットの学習用コンピューター購入費として4,125万円。

次に、9款3項1目中学校一般管理費、補正額1,540万円、これも先ほどと同様に、17節備品購入費として中学生の2学年分で学習用コンピューター購入費として1,540万円を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

5ページをご覧ください。

歳入の主なものを説明いたします。

14款2項2目民生費国庫補助金、補正額16億1,902万6,000円、これは、特別定額給付金事業補助金として15億9,266万5,000円を計上しております。

次に、子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金として、2,636万1,000円を計上しております。

次に、18款1項1目基金繰入金として、補正額1億4,265万円、内訳としましては、財政調整基金繰入金として8,600万円、ふるさと応援基金繰入金として5,665万円を計上しております。

最後に、19款1項1目の繰越金として、補正額1,021万9,000円を前年度繰越金から計上しております。

以上で、議案第22号の説明を終わります。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、東議員。

○議員（8番 東 義一） 8番、東です。

歳出のほうで、ページ数、6ページの2款1項1目の一般管理費の中での10の需用費、新型コロナウイルス対策、物品費という形になっておりますけど、具体的にどういった物品かということをお尋ねします。

それに関連して、3款2項1目の10節の新型コロナウイルス対策用消毒液購入費という形がございます。1つ私がお尋ねしたいのは、6月になってくると、災害関係が出てきて、避難所関係に対するそういった消毒液とか、そういったものの考え方はどんなふうを考えてあるかお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、東議員の質問にお答えします。

6ページの2款1項1目総務費の一般管理費の中の63万3,000円、需用費、これにつきましては、まずマスク5,000枚が約30万円ほどしております。さらに、また追加でマスクの予約発注をしているところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 3款2項1目のマスクの関係は。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 東議員の質問にお答えいたします。

こちらのほうは、児童福祉の総務費となっておりますので、新型コロナ用のマスクと消毒液に関しましては、保育所、学童保育所等が対象となりまして、子供たち、職員の方へのマスクと、それに伴っての消毒液となっております。一応こちらのほうは5月から9月分の5カ月間分を想定して金額を上げております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかはありませんか。7番、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 質問いたします。

ページでいうと8ページの6款1項5目の18節の半額割引券交付金であります。これについては、1つは、運用に関して、具体的な指針とございますか、例えば、1回の買い物額でありますとか、そういったものについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、平山議員の御質問にお答えいたします。

こちらについては、額面1,000円のクーポン券を5枚、各世帯に1人当たり送る予定でございます。ですので、1回の買い物については、1,000円の券を最低限使うということになります。考え方としましては、500円は町の補助が出る、プレミアムがつくということがございます。ですので、1,000円分買い物していただいて、町の補助が500円、500円は個人負担、御自分で負担していただくということですので、最初の買い物は1,000円以上ということになります。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 7番、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 次に、この事業を行うに当たって、コロナ対応ということで、町内の事業者さんに等しく効果が行き渡るように、対象を狭めず、全ての町内の該当する事業者さんに手を挙げていただくという、応募する機会を与えていただくというのが一番の本筋だと思いますが、その辺については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） お答えいたします。

まず、取り扱い対象の店舗といたしましては、現在商工会が発行している得々商品券を取り扱っている店舗に依頼をしようと考えております。この店舗の中には、商工会会員でいらっしゃる商店についても入っていらっしゃいますので、そういったところにも依頼をするというところ

ろでございます。

また、昨年度、消費税増税対策のプレミアム商品券を町が発行しましたので、そちらの取り扱い店舗もでございますので、そちらのほうにもお知らせしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 7番、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 団体の加入の有無を問わず、全ての町内の事業者の方に、例えば、団体に加入している方と加入していない方に手数料の差があった場合は、そうした手数料の手当を町が行ってでも等しく機会が与えられるようにというのが本来の趣旨だと思いますが、その辺の御検討についてお伺いしたいんですが。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、お答えいたします。

まず、答弁が逆になって恐縮ですけれども、今現在商工会が商品券の取り扱い店舗とする場合に、商工会の会員でない場合、一定の手数料を徴収しています。これについては、町は徴収することは一切考えておりません。商工会会員でなくても、無料で当然取り扱い店舗になっていただくということでございます。平山議員からも御指摘がっております会員ではない事業所への周知については、これから具体的な方法を検討したいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。7番、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） よろしく願いいたします。

それから、歳入の件であります。5ページの歳入として18款の繰入金で、財政調整基金の繰り入れが8,600万、ふるさと応援基金繰入金が5,650万とみております。このうち、歳出を拝見しておりますと、クーポン券、半額割引券が財政調整基金を財源とすると。それから、学校の学習用コンピューター等購入費がふるさと応援基金繰入金等を財源とすることに見受けられますが、これの今後、国の手当なりということについては、見通しはありますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、財政調整基金は繰り入れを8,600万ほどしております。これは、今日、御承認をいただきました専決処分の分の3,000万の分もあったと思いますけれども、そちらのほうも含めて、財政調整基金を取り崩している事業につきましては、今後国のほうから新型コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金の内示等がございますし、その対象に恐らくなるんであるというふうに考えております。ですから、その部分を今後の補正予算等で対応していきたいというふうに考えております。

それから、学校関係のふるさと応援基金からの繰り入れでございますけれども、これも、国の補助制度がございますので、それに乗った時点で、また補正予算等で対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかありませんか。11番、高橋議員。

○議員（11番 高橋 直也） 11番、高橋です。

6ページの先ほど説明がありました児童福祉総務費のマスク購入費、消毒購入費約780万円、今、マスクも消毒液もなかなか手に入らないような状況で、どれだけの量を購入する予定と、また国とか県から優先的に何か購入ができるような内容になっているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 高橋議員の質問にお答えいたします。

こちらのほうは県のほうで取りまとめが行われているものとなっております。子供用マスクと消毒液、職員用とともに、県のほうで取りまとめて、購入された分が届く予定となっております。以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。11番、高橋議員。

○議員（11番 高橋 直也） いつごろ届きますか。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 今現在では、届く日のほうはまだ未定となっております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかありませんか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 2番、隠塚です。

先ほどに戻りますが、全員協議会のほうで健康福祉課のほうからサージカルマスクを町内の入所施設及び医療機関への備蓄の分を配布するというので、郵送料がここに上がっていると思いますが、そろそろ水害の季節が近づいてきますが、配布された後の備蓄に関しては大丈夫なんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 今回、町内の福祉施設等に配布した分は、数年前、町のほうで購入したN95というマスクでございまして、通常では使わない、医療体制の医療なり、そういうときに使うマスクでございまして、町が保管しておいてもほとんど使わないということでしたので、町内の福祉施設等に配付をしております。まだ在庫等はございますので、それを対応していきたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 補足をして御説明をいたします。

総務課長から述べましたように、町では、数年前に医療機関用にN95マスクと通常のサージ

カルマスクと、あるいはいろんな防護用具を備蓄をしていたところでございます。今回、医師会のほうにN95マスクと防護用具のほうを配布、提供させていただいております。また、福祉施設については、通常の紙のサージカルマスクのほうです。備蓄しておりました分が総務課等で新たに発注したマスクが一定程度届きましたので、従前備蓄していたマスクのほうを町内の福祉施設のほうに提供をさせていただいたところでございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかありませんか。5番、黒木議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） それでは、6ページの再確認したいと思いますけど、商工会の8ページの半額の割引券、これについて今商工会に加入しておらないAコープやらDアンドDやらある、それについても買ってよいというようなことで具体的にいいとでしょ。普通の商工会の商品券の半分ずつだった、これはもう関係なしというようなことですか。そこについては再度確認したいと思います。

それに関連して、もし家族は1人暮らしじゃない人が私は使わないという場合はそのまま、町の歳入になるというようなことになるんですか、そこを聞きたいと。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 質問にお答えいたします。

まず、1点面の大型店舗等で使えるかという御質問ですけども、これは、全て使えるようにすることを考えております。商工会が発券する商品券は、半分は大型店舗では使えないというふうな制限がかかっておりますけれども、そうしますと、県の使い方が難しくなってハードルが上がるといふのと、住民の方の使い勝手がちょっと悪くなりますので、使えるということで考えております。

それから、全世帯に配布して使われなかった場合ですけども、これは、事業者が換金をしていない限りは、券は行ってしまったままということになりますので、換金されない限りはそこに残ってしまうというようなことになると思います。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） ここで、暫時休憩します。

休憩 午後3時02分

.....

再開 午後3時09分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に続き、質疑を再開します。

その前に、教育長のほうが急遽コロナウイルス関係含めて緊急の会議が入りましたので、退出

届けが出ております。これを許可しておりますことを御報告いたします。

それでは、質疑再開前に先ほどの答弁の中で一部訂正があるということで、申し出があつておりますので、再度求めたいと思います。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 失礼します。隠塚議員の御質問に対して、ちょっと言い間違えたことがございましたので、訂正させて、正しく回答させていただきます。

まず町が町内の福祉施設に配付したのは、サージカルマスクでございまして、在庫の2,400枚ほどを配布しております。先ほど町長からも補足していただきましたけども、医療用マスク、N95、600枚、これと合わせて防護服——全身のカップみみたいな防護服です。これを100部、これにつきましては、柳医院を通して三井医師会のほうに提供させていただいているところでございます。サージカルマスクの在庫につきましては、5,000枚程度は在庫でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか、ただいま答弁の訂正。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 同じく、答弁内容に訂正がございますので、させていただきます。

平山議員の1番目の質問の際に、プレミアムクーポン券の額面1,000円のを1人5枚配布するというふうに申し上げましたけれども、正しくは10枚でございましたので、お詫びして訂正をさせていただきます。

また、ちょっと紛らわしいんですけども、額面1,000円と申し上げましたけれども、額面はあくまで1,000円でございますが、先ほど説明したとおり500円は町からの補助でプレミアム、500円は御自分で負担していただくという考え方の額面1,000円でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） ただいま答弁の訂正等含めて、ありましたが、これより改めて質疑を再開したいと思います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論は、本案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

●-----
日程第9. 承認第5号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第9、承認第5号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由及び内容の説明を求めます。山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） 税務課の山田でございます。よろしくお願いたします。

承認第5号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙の通り専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

提案理由と内容を御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第49号）が令和2年4月30日に交付、施行され、大刀洗町税条例を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

これが承認案を提出する理由でございます。

3ページをお開きください。

新旧対照表に沿って御説明いたします。

第1条関係でございます。附則第10条中、「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は62条」を、「又は、附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「前第61条若しくは第62条」を加えます。

附則第10条の2第24項中、「をいう」の次に「。第27項において同じ」を加え、同条に次の1項を加えます。

法附則第62条に規定する町の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては、零）とする。

附則第15条の2中、「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等。

4ページになります。第24条第9条第6項の規定は法附則第59条第3項において準用する

法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

次、第2条関係でございます。5ページでございます。

附則第10条中、「第61条又は62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改めます。

附則第10条の2第27項中、「附則第62条」を「附則第64条」に改めます。

附則に次の2条を加えます。

新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金控除額の特例。第25条、所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止もしくは延期またはその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他对価の払い戻しを請求する権利の全部または一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合は、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する町放棄払い戻し請求権相当額の法第314条の7第1項第3項に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

6ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例。第26条、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2の第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2ページをお開きください。

附則でございます。施行期日、第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） ここで、暫時休憩します。

休憩 午後3時19分

.....

再開 午後3時25分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に続き、質疑を再開します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論は、本案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、承認第5号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（安丸眞一郎） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第4回大刀洗町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後3時26分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 5月 7日

議 長 安丸眞一郎

署名議員 東 義一

署名議員 古賀 世章